

健生健発0401第2号
令和8年4月1日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長
(公 印 省 略)

災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）先遣隊派遣事業実施要領の改正
について

災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）先遣隊派遣事業は、災害発生の急性期（概ね48時間以内）にDHEATを「DHEAT先遣隊」として派遣することにより、被災都道府県等の被害状況等に係る迅速な情報収集、保健医療福祉調整本部の速やかな設置及び運営の支援を目的として実施するとされております。

今般、「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領の一部改正について」（令和7年9月19日付厚生労働省健康・生活衛生局健康課長通知）において、災害時の保健師等広域応援派遣が「保健師等チーム」として災害時の保健師等チーム広域応援派遣調整要領に明記されたことを踏まえ、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）先遣隊派遣事業実施要領（「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）先遣隊派遣事業の実施要領について」（令和6年10月24日付健生健発1024第1号厚生労働省健康・生活衛生局健康課長通知））の一部を別紙の通り改正することといたしましたので通知します。

なお、本要領は引き続き、DHEAT先遣隊の活動に関する基本的な考え方をお示しするものであり、貴職におかれては、当該実施要領における記載内容についても御了知の上、各都道府県等で策定される地域防災計画等に基づき、各地域の支援・受援体制の状況に応じた運用を実施していただくようお願いします。

【担当】厚生労働省健康・生活衛生局
健康課地域保健室

TEL 03-5253-1111（内線2335）

03-3595-2190（夜間直通）

「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）先遣隊派遣事業実施要領」新旧対照表

(赤字傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;"><u>(別紙)</u> <u>令和6年10月24日</u> <u>一部改正 令和8年4月1日</u></p> <p style="text-align: center;">災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）先遣隊 派遣事業実施要領</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. DHEAT 先遣隊の活動の枠組み (1) (略) (2) DHEAT 先遣隊の主な役割 ア (略) イ (略) ウ 被災都道府県の統括 DHEAT 等と、DHEAT や<u>保健師等チーム</u>の派遣の必要性について検討し、その検討結果を厚生労働省と DHEAT 事務局に報告する。 (3)・(4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p style="text-align: center;">災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）先遣隊 派遣事業実施要領</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. DHEAT 先遣隊の活動の枠組み (1) (略) (2) DHEAT 先遣隊の主な役割 ア (略) イ (略) ウ 被災都道府県の統括 DHEAT 等と、DHEAT や<u>広域応援保健師等チーム</u>の派遣の必要性について検討し、その検討結果を厚生労働省と DHEAT 事務局に報告する。 (3)・(4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>

令和6年10月24日
一部改正 令和8年4月1日

災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）先遣隊

派遣事業実施要領

1. 事業の目的

近年、各地で発生している大規模な自然災害への対応において、迅速に被災者の健康管理支援、災害関連死の未然防止を図るため体制の構築の重要性がより一層認識されてきている。

災害時における健康危機への対応は、被災自治体だけでは困難な場合が多く、外部からの支援を含めた体制づくりが必要である。このため、平成30年3月に災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）が発足し、全国的なDHEATの人材育成や体制整備が進んでいる。

本事業は、この体制整備を更に進め、災害発生の急性期（概ね48時間以内）にDHEATを「DHEAT先遣隊」として派遣することにより、被災都道府県等の被害状況等に係る迅速な情報収集、保健医療福祉調整本部の速やかな設置及び運営の支援を目的として実施するものである。

2. 本事業の位置づけ

本事業は、防災基本計画及び厚生労働省防災業務計画に基づき、厚生労働省が、地方ブロックDHEAT協議会等との連携の下、DHEAT事務局を設置している一般財団法人日本公衆衛生協会の協力を得て、災害発生後速やかにDHEAT先遣隊の派遣を行うことを目的として実施するものである。

また、本要領における用語の定義は「災害時健康危機管理支援チーム活動要領の改正（DHEATに係る協議会の設置及び保健所現状報告システム等の運用）について」（令和5年3月28日付け健健発0328第2号厚生労働省健康局健康課長通知）の別紙「災害時健康危機管理支援チーム活動要領」に記載のとおりである。

3. DHEAT先遣隊の活動の枠組み

（1）DHEAT先遣隊の定義

DHEAT先遣隊とは、厚生労働省からの要請により、発災後概ね48時間以内

に被災都道府県の本庁や保健所で活動を開始し、被災都道府県等の被災状況を速やかに厚生労働省や DHEAT 事務局等に情報共有するとともに、発災直後の被災都道府県の保健医療福祉部門の指揮調整機能等を支援する DHEAT をいう。

(2) DHEAT 先遣隊の主な役割

- ア 厚生労働省と DHEAT 事務局、被災都道府県が所属する地方ブロック DHEAT 協議会に対し、被災都道府県等の保健所等の運用状況や各支援団体の活動状況等の被災地の保健活動に係る情報をできるだけ速やかに報告する。
- イ 被災都道府県の統括 DHEAT や関係各課・団体との連携・調整を行い、被災都道府県における保健医療福祉調整本部の設置及び運営、並びに保健所の指揮調整機能等を支援する。
- ウ 被災都道府県の統括 DHEAT 等と、DHEAT や保健師等チームの派遣の必要性について検討し、その検討結果を厚生労働省と DHEAT 事務局に報告する。

(3) DHEAT 先遣隊の編成

- ア DHEAT 先遣隊は、都道府県等の職員により編成する。なお、DHEAT 先遣隊の構成員は被災地の支援に従事した経験があることが望ましい。
- イ DHEAT 先遣隊の編成は、公衆衛生医師 1 名、保健師 1～2 名、業務調整員 1～2 名（業務調整員の職種は問わない）を標準とする。ただし、DHEAT 先遣隊を派遣する自治体は、DHEAT 先遣隊が 48 時間以内に活動できるよう、その構成員の人数や職種については柔軟に検討する。
- ウ DHEAT 先遣隊の構成員のうち、少なくとも 1 名は、派遣元自治体内で統括 DHEAT として任命されているか、少なくとも統括 DHEAT 研修を修了していることが望ましい。それ以外の構成員は DHEAT に係る研修（基礎編研修・標準編研修等）を修了しているか、又はそれらと同等の知識・技能を有すること。

(4) DHEAT 先遣隊の活動期間

DHEAT 先遣隊の活動期間は 1 週間程度を標準とする。ただし、被災地の交通状況や発災時期によっては、1 週間継続して先遣隊を派遣させることが困難な場合も想定されるため、活動期間を短縮したり、活動期間内での構成員の交代や ICT を活用した遠隔支援を行ったりするなど、柔軟な運用に努める。また、活動終了時は、被災自治体又は DHEAT に円滑に業務を引き継ぐ。

4. DHEAT 先遣隊派遣の手続

(1) DHEAT 先遣隊派遣基準

厚生労働省は、以下の基準を目安に、DHEAT 先遣隊の派遣を検討する。

- ア 災害救助法が適用される規模の災害であること
- イ 被災自治体内における相互応援が開始されていないこと
- ウ 被災都道府県外の DMAT・日赤救護班等支援チームが出動していること
- エ 震度 6 弱以上又は特別警報が発令されていること

(2) DHEAT 先遣隊派遣の流れ

- ア 厚生労働省は、被災都道府県が所属する地方ブロック DHEAT 協議会や DHEAT 事務局とともに、(1) の派遣基準に基づき、被災都道府県に対する DHEAT 先遣隊の派遣を協議する。
- イ 厚生労働省は、DHEAT 先遣隊の派遣調整を開始するとともに、被災都道府県に DHEAT 先遣隊の派遣について伝達し、派遣前にできるだけ被災都道府県の状況やニーズを把握することに努める。
- ウ 厚生労働省は、アの協議に基づき、DHEAT 先遣隊を派遣する必要があると判断した場合には、DHEAT 事務局や被災都道府県が所属する地方ブロック DHEAT 協議会の協力の下、速やかに DHEAT 先遣隊の派遣調整を行う。なお、DHEAT 先遣隊の派遣チーム数に上限はないが、被災範囲や被災状況を考慮した上で、厚生労働省において必要なチーム数の派遣を決定する。
- エ 被災都道府県が所属する地方ブロック内で DHEAT 先遣隊の派遣調整が困難な場合は、厚生労働省は、全国 DHEAT 協議会に協力を依頼する。
- オ DHEAT 先遣隊の派遣調整が決定した後、厚生労働省は被災都道府県へ通知するとともに、派遣元都道府県等に派遣決定の通知を行う。

5. 派遣費用と補償

本要領に基づき DHEAT 先遣隊として活動した場合は、厚生労働省の健康危機緊急時対応体制整備事業により、DHEAT 事務局を通じて派遣元都道府県に対し派遣期間中の活動費及び旅費を支払う。

また補償については、一般の DHEAT と同様に、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）に基づき、地方公務員災害補償基金からの補償を受けるものとする。

6. その他

本要領に定めのない事項については、その都度厚生労働省の指示に基づき実施する。